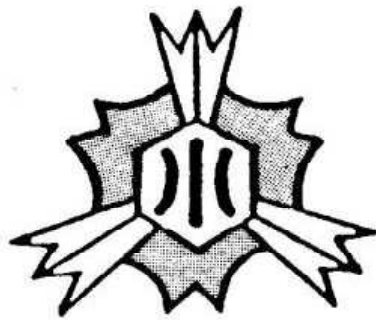


学校いじめ防止基本方針



平成26年5月

白山市立白峰小学校

目次

はじめに いじめの定義	・・・・・・・・ 1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・ 3
(1) いじめの理解	
(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 地域や家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
2 いじめの防止等のための対策	・・・・・・・・ 4
(1) 市教委が実施する施策	
① 道徳教育及び体験活動等の推進	
② 児童主体的な取組の推進	
③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進	
④ 学校における毎月のいじめアンケートの推進	
⑤ 相談窓口の連携機能の充実	
⑥ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備	
⑦ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実	
⑧ ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進	
⑨ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの支援体制の整備	
(2) 「いじめ対策第三者機関」の設置	
(3) 重大事態への対応	
① 重大事態の報告	
② 市教委による調査	
③ 調査結果の報告	
④ 調査結果を踏まえた、必要な措置	
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	・・・・・・・・ 6
(1) 学校の基本方針の策定	
(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置	
① 構成員	
② 機能・役割	
(3) 学校が実施する施策	
① 道徳教育及び体験活動等の充実	
② 児童主体的な取組の推進	
③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進	
④ 学校における毎月のいじめアンケートの実施	
⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備	
⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実	
⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施	
⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備	
(4) 重大事態への対処	
① 重大事態の報告	
② 個別案件対応班による調査	
③ 調査結果の報告	
4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	・・・・・・・・ 8
(1) 市いじめ防止基本方針策定の見直し	
(2) 学校いじめ防止基本方針の公表	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

白山市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、白山市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市教委は基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校のいじめ問題対策チームを活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や 集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けん

かは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめは誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであると認識することが重要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 市教委が実施する施策

① 道徳教育及び体験活動等の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を推進する。

② 児童主体的な取組の推進

児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導を支援する。

③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。

④ 学校における毎月のいじめアンケートの推進

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を推進する。

⑤ 相談窓口の連携機能の充実

市教育センターの「電話相談」等関係機関と連携を取りながら、深刻な事案に迅速かつ的確に対応する。

⑥ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備

児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。

⑦ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための研修会を実施する。

⑧ ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿

名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑨ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの支援体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーによる、専門的見地から助言を受けるなど体制の充実を図る。

(2) 「いじめ対策第三者機関」の設置

市教委では、いじめ防止対策推進法第14条第3項の主旨に基づき、専門的な知識及び専門的な経験を有するものとして弁護士、医師、臨床心理士等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係を有しない第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保する。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長へ、事態発生について報告する。

② 市教委による調査

市教委では、いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、2(2)

「いじめ対策第三者機関」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 調査結果の報告

ア 「いじめ対策第三者機関」から報告を受けた市教委は、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。市教委は調査結果を市長に報告する。

イ 市教委は重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために臨床心理士等カウンセラーを派遣し、カウンセリング活動の支援に努める。

④ 調査結果を踏まえた、必要な措置

市教委は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当

該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校の基本方針の策定

各学校は、「国の基本方針」、「県の基本方針」、「市の基本方針」を参考にして、その学校の実情に応じ、「学校の基本方針」を定める。

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

各学校には、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー（警察OBや退職校長等）により構成される。

① 構成員

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭、いじめ対応アドバイザー等とし、学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員を加え構成する。

② 機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

ウ 「学校の基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知

エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応力

カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

(3) 学校が実施する施策

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 児童主体的な取組の推進

児童が学級活動や児童生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防

止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

- ③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。
- ④ 学校における毎月のいじめアンケートの実施
いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。
- ⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備
児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。
- ⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実
いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。
- ⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備
いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処

- ① 重大事態の報告
学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長へ、事態発生について報告する。
- ② 個別案件対応班による調査
学校は、いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、個別案件対応班を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果の報告
ア 学校から報告を受けた市教委は、調査結果を市長に報告する。
イ 学校は重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにス

クールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 市の基本方針策定の見直し

市教委は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 学校の基本方針の公表

市教委は、市立学校における「学校の基本方針」について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。